

人厚第206号
16. 1. 16
人厚第3280号
18. 3. 31
防人計第354号
19. 1. 9
人制第3375号
19. 3. 30
人制第319号
20. 1. 16
人給第6310号
21. 5. 15
人給第8916号
21. 7. 24
人給第4209号
22. 4. 1
一部改正 防人計第6496号
28. 3. 29

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

人 事 教 育 局 長

国際平和協力業務等に従事する防衛省の職員に対する手当の支給
について（通知）

標記について、下記のとおり運用することとされ、平成15年12月24日
（以下「適用日」という。）から適用することとされたので通知する。ただし、
防衛庁の職員（以下「職員」という。）が適用日の前日から引き続き下記1の
いずれかに掲げる業務に従事している場合は、この限りでない。

記

1 次のいずれかに掲げる業務のうち海外において行われるもの（以下「国際平和協力業務等」という。）に従事するため、在勤する官署を異にして異動（以下「異動」という。）した職員に対する防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第14条第1項に規定する初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第5条において準用する同法第1条に規定する寒冷地手当の支給については、その職員が国際平和協力業務等に従事する間、異動の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとみなして、これらの規定を適用する。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号。）第82条の2に規定する海賊対処行動として公海において行われる海賊行為に対処するために行う業務
- (2) 自衛隊法第84条の5第2項第4号の規定に基づく国際平和協力業務

2 国際平和協力業務等に従事する間に異動した職員に対する前項に規定する手当の支給については、同項の規定にかかわらず、人事教育局長が別に定める。